

平成23年 3 月 25 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局保育課

課長補佐 岩崎 武司（内線 7925）

保育係長 小泉 和秀（内線 7947）

（代表電話） 03-5253-1111

（直通電話） 03-3595-2542

平成20年地域児童福祉事業等調査結果の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 保育所定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入状況	5
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	7
4 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況	7
5 子育て支援に関する情報提供の状況	8
6 放課後児童クラブの状況	9
統 計 表	11
用語の解説	16

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村（特別区含む。以下同じ。）の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

全国の市町村を対象及び客体とした。

3 調査の期日

平成20年12月1日

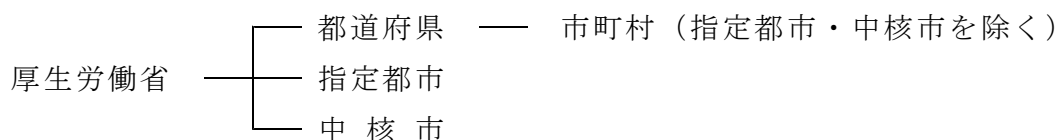
4 調査事項

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

5 調査の方法

調査票は、都道府県を通じて（指定都市・中核市には直接）市町村に配付し、市町村において記入した。

6 調査の系統



7 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で行った。
なお、調査客体等は次のとおりである。

	市町村総数	保育所がある 市町村数	保育所総数	
			公営	私営
全国	1,805	1,753	22,968	11,856

8 利用上の注意

(1) この調査の集計対象の「保育所」は、児童福祉法第39条に規定する保育所をいい、認可外保育施設は含まない。

(2) 表章記号の規約

計数がない場合	—
減少数の場合	△

(3) この概況に掲載の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

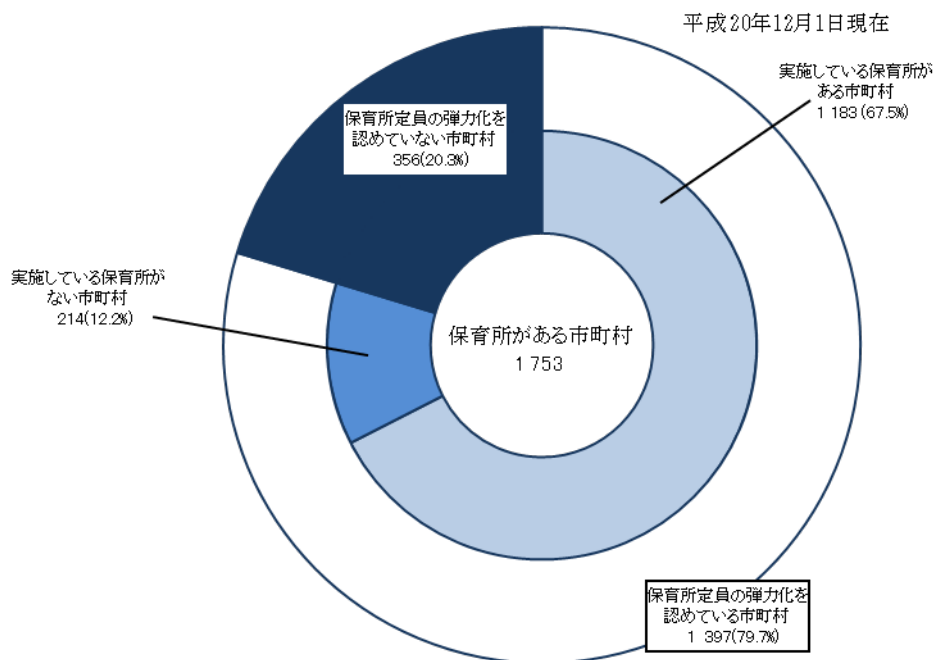
結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

平成20年12月1日現在で保育所がある市町村数は1,753である。このうち、定員の弾力化（定員を超えて入所できるようにすること）を認めている市町村が1,397(79.7%)で、定員の弾力化を認めていない市町村が356(20.3%)となっている。

保育所定員の弾力化を実施している保育所がある市町村は1,183(67.5%)である。（図1）

図1 保育所定員の弾力化の状況



保育所定員の弾力化の状況を市郡別にみると、全ての「指定都市」で弾力化を認めているが、「その他の市」では788のうち739(93.8%)、「郡部」では保育所がある948のうち641(67.6%)で弾力化を認めている（表1）。

表1 市郡別に見た保育所定員の弾力化の状況

平成20年12月1日現在

	実数			構成割合 (%)		
	保育所がある市町村	弾力化を認めている市町村	弾力化を認めていない市町村	保育所がある市町村	弾力化を認めている市町村	弾力化を認めていない市町村
総数	1,753	1,397	356	100.0	79.7	20.3
指定都市	17	17	-	100.0	100.0	-
その他の市	788	739	49	100.0	93.8	6.2
人口15万人以上の市	162	156	6	100.0	96.3	3.7
人口10万～15万人未満の市	103	102	1	100.0	99.0	1.0
人口5万～10万人未満の市	273	258	15	100.0	94.5	5.5
人口5万人未満の市	250	223	27	100.0	89.2	10.8
郡部	948	641	307	100.0	67.6	32.4

注：人口は住民基本台帳（平成20年3月31日現在）による。

保育所定員の弾力化を実施している保育所数は13,439(58.5%)である。これを市郡別にみると、「指定都市」では2,403(77.2%)の保育所が弾力化を実施しているが、「その他の市」では9,809(59.5%)、「郡部」では1,227(36.3%)となっている。

さらに保育所の公営・私営別にみると、全ての人口規模において私営保育所の方が公営保育所よりも定員の弾力化の実施割合が高くなっている。(表2)

表2 市郡別に見た公営－私営別保育所における保育所定員の弾力化の実施状況

平成20年12月1日現在

	保育所総数	弾力化の実施状況		実数			構成割合(%)		
		弾力化を実施している	弾力化を実施していない	公営	弾力化を実施している	弾力化を実施していない	私営	弾力化を実施している	弾力化を実施していない
総数	22 968	13 439	9 529	11 112	4 077	7 035	11 856	9 362	2 494
指定都市	3 112	2 403	709	1 045	675	370	2 067	1 728	339
その他の市	16 472	9 809	6 663	7 843	2 933	4 910	8 629	6 876	1 753
人口15万人以上の市	7 567	4 983	2 584	3 322	1 519	1 803	4 245	3 464	781
人口10万～15万人未満の市	2 302	1 499	803	965	385	580	1 337	1 114	223
人口5万～10万人未満の市	4 058	2 250	1 808	2 160	720	1 440	1 898	1 530	368
人口5万人未満の市	2 545	1 077	1 468	1 396	309	1 087	1 149	768	381
郡部	3 384	1 227	2 157	2 224	469	1 755	1 160	758	402
総数				構成割合(%)					
指定都市	100.0	58.5	41.5	100.0	36.7	63.3	100.0	79.0	21.0
その他の市	100.0	77.2	22.8	100.0	64.6	35.4	100.0	83.6	16.4
人口15万人以上の市	100.0	59.5	40.5	100.0	37.4	62.6	100.0	79.7	20.3
人口10万～15万人未満の市	100.0	65.9	34.1	100.0	45.7	54.3	100.0	81.6	18.4
人口5万～10万人未満の市	100.0	65.1	34.9	100.0	39.9	60.1	100.0	83.3	16.7
人口5万人未満の市	100.0	55.4	44.6	100.0	33.3	66.7	100.0	80.6	19.4
郡部	100.0	42.3	57.7	100.0	22.1	77.9	100.0	66.8	33.2
郡部	100.0	36.3	63.7	100.0	21.1	78.9	100.0	65.3	34.7

注：人口は住民基本台帳（平成20年3月31日現在）による。

保育所定員の弾力化を認めていない356市町村について「今後の予定」をみると、「認める予定」が20(5.6%)、「現在検討中」が34(9.6%)、「認める予定なし」が302(84.8%)となっている(図2)。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の336市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がいないため、必要ない」が300(89.3%)となっている(図3)。

図2 保育所定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定

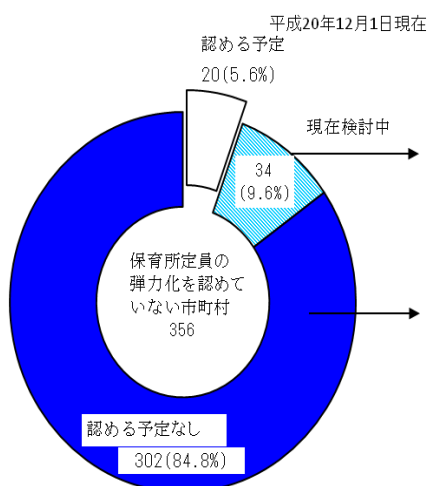
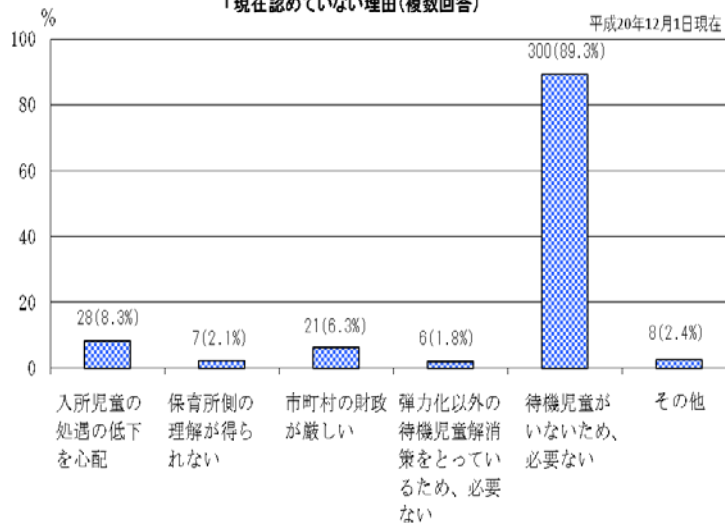


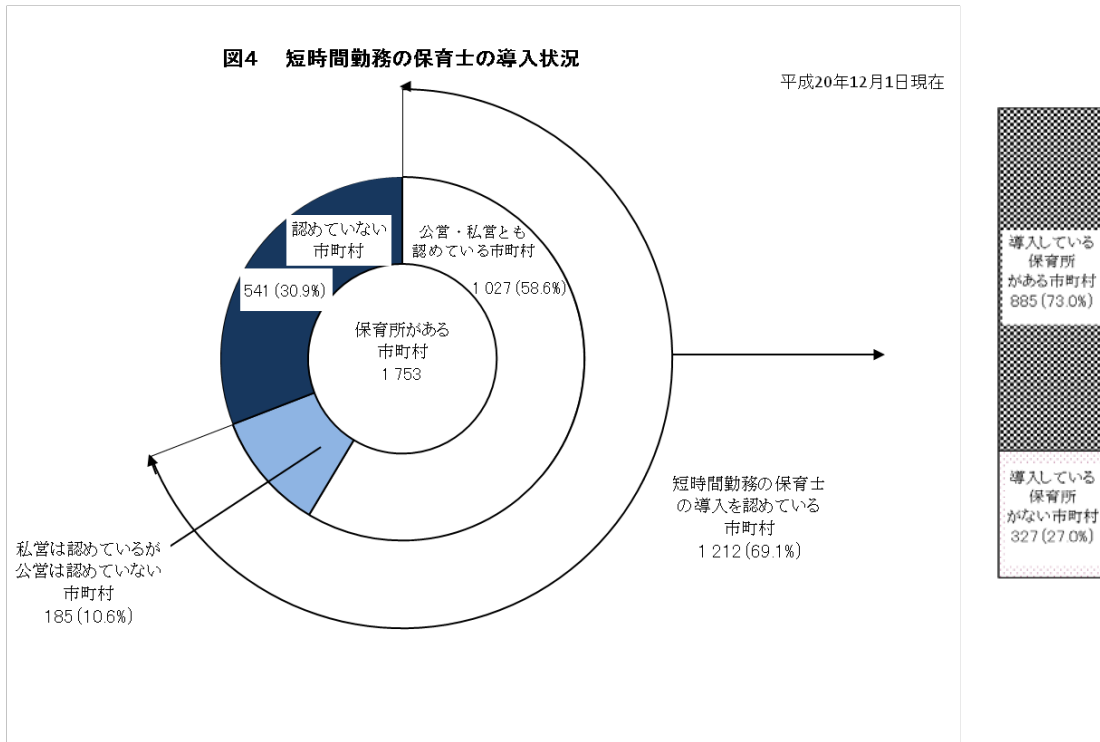
図3 「現在検討中」と「認める予定なし」の市町村の「現在認めていない理由(複数回答)」



2 短時間勤務の保育士の導入状況

保育所がある市町村における短時間勤務の保育士の導入状況を見ると、「導入を認めている市町村」は1,212(69.1%)となっている。そのうち「公営・私営とも認めている市町村」が1,027(58.6%)、「私営は認めているが公営は認めていない市町村」が185(10.6%)となっている。

また、「導入を認めている市町村」のうち、実際に導入している保育所がある市町村は885(73.0%)となっている。(図4)



短時間勤務の保育士の導入状況を市郡別にみると、「指定都市」では17のうち15(88.2%)、「その他の市」では788のうち637(80.8%)、「郡部」では948のうち560(59.1%)で導入を認めている(表3)。

表3 市郡別にみた短時間勤務の保育士の導入状況

平成20年12月1日現在

	実数			構成割合(%)		
	保育所がある市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めている市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村	保育所がある市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めている市町村	短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村
総数	1,753	1,212	541	100.0	69.1	30.9
指定都市	17	15	2	100.0	88.2	11.8
その他の市	788	637	151	100.0	80.8	19.2
人口15万人以上の市	162	140	22	100.0	86.4	13.6
人口10万～15万人未満の市	103	90	13	100.0	87.4	12.6
人口5万～10万人未満の市	273	226	47	100.0	82.8	17.2
人口5万人未満の市	250	181	69	100.0	72.4	27.6
郡部	948	560	388	100.0	59.1	40.9

注：人口は住民基本台帳（平成20年3月31日現在）による。

短時間勤務の保育士を導入している保育所数は、6,894(30.0%)である。これを市郡別にみると、「指定都市」では524(16.8%)の保育所が短時間勤務の保育士を導入しており、「その他の市」では5,367(32.6%)、「郡部」では1,003(29.6%)となっている。(表4)

表4 市郡別にみた公営—私営別保育所における短時間勤務保育士の導入状況

平成20年12月1日現在

	保育所総数	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない	実数			構成割合(%)		
				公営	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない	公営	短時間勤務の保育士を導入している	短時間勤務の保育士を導入していない
総数	22 968	6 894	16 074	11 112	2 918	8 194	11 856	3 976	7 880
指定都市	3 112	524	2 588	1 045	196	849	2 067	328	1 739
その他の市	16 472	5 367	11 105	7 843	2 121	5 722	8 629	3 246	5 383
人口15万人以上の市	7 567	2 410	5 157	3 322	864	2 458	4 245	1 546	2 699
人口10万～15万人未満の市	2 302	828	1 474	965	297	668	1 337	531	806
人口5万～10万人未満の市	4 058	1 490	2 568	2 160	681	1 479	1 898	809	1 089
人口5万人未満の市	2 545	639	1 906	1 396	279	1 117	1 149	360	789
郡部	3 384	1 003	2 381	2 224	601	1 623	1 160	402	758
総数	100.0	30.0	70.0	100.0	26.3	73.7	100.0	33.5	66.5
指定都市	100.0	16.8	83.2	100.0	18.8	81.2	100.0	15.9	84.1
その他の市	100.0	32.6	67.4	100.0	27.0	73.0	100.0	37.6	62.4
人口15万人以上の市	100.0	31.8	68.2	100.0	26.0	74.0	100.0	36.4	63.6
人口10万～15万人未満の市	100.0	36.0	64.0	100.0	30.8	69.2	100.0	39.7	60.3
人口5万～10万人未満の市	100.0	36.7	63.3	100.0	31.5	68.5	100.0	42.6	57.4
人口5万人未満の市	100.0	25.1	74.9	100.0	20.0	80.0	100.0	31.3	68.7
郡部	100.0	29.6	70.4	100.0	27.0	73.0	100.0	34.7	65.3

注：1)人口は住民基本台帳（平成20年3月31日現在）による。

2)導入している保育所数及び短時間勤務保育士数不詳の市町村を含む。

短時間勤務の保育士の導入を認めていない541市町村について「今後の予定」をみると、「認める予定」が20(3.7%)、「現在検討中」が67(12.4%)、「認める予定なし」が454(83.9%)となっている(図5)。

また、「現在検討中」及び「認める予定なし」の521市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「現状の職員配置で対応できている」が445(85.4%)となっている(図6)。

図5 短時間勤務の保育士の導入を認めていない市町村の今後の予定

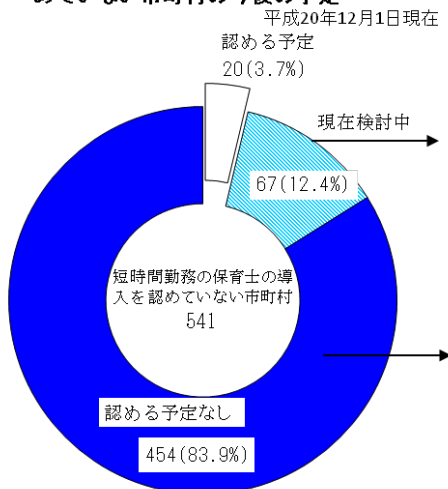
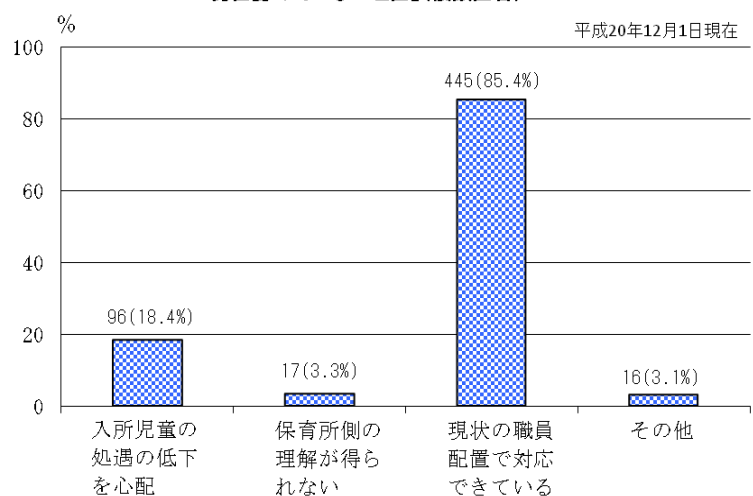


図6 「現在検討中」と「認める予定なし」の市町村の「現在認めていない理由」(複数回答)



3 保育料の収納事務の私人への委託状況

保育所がある市町村における保育料の収納事務の市町村から私人への委託状況をみると、「委託している」が179(10.2%)、「委託する予定あり」が90(5.1%)、「委託する予定なし」が1,484(84.7%)となっている(図7)。

また、「委託している」及び「委託する予定あり」と答えた269市町村について、委託先をみると、「私営保育所」が170(63.2%)、「コンビニエンスストア」が59(21.9%)、「委託先未定」が17(6.3%)となっている(図8)。

図7 保育料の収納事務の私人への委託状況

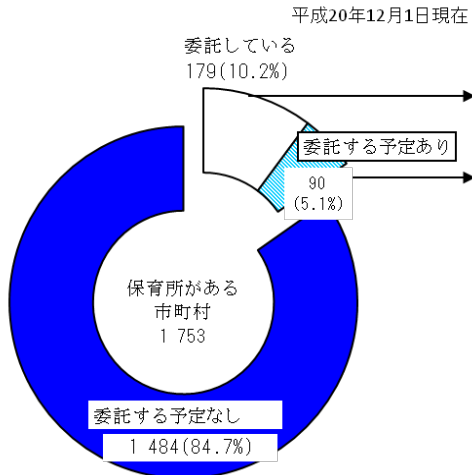
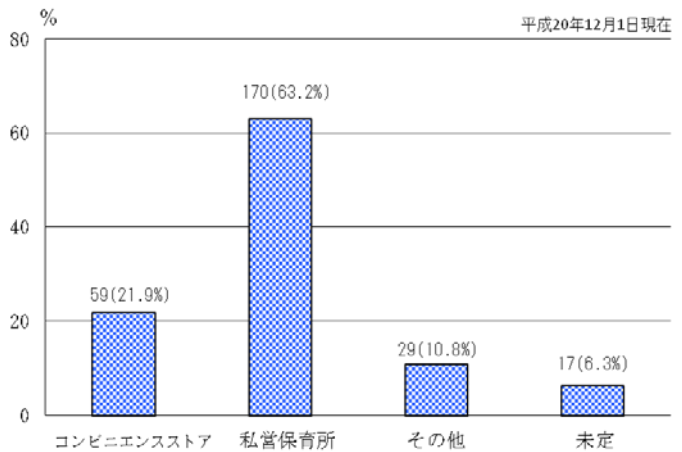


図8 「委託している」と「委託する予定あり」の市町村の「委託先」(複数回答)



4 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況

幼稚園と保育所がある1,292市町村における「幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携」(以下「連携」という。)の状況をみると、「推進している」市町村が591(45.7%)、「推進していない」市町村が701(54.3%)となっている(図9)。

また、「推進している」市町村について推進内容をみると、「職員の合同研修」が379(64.1%)、「行事(運動会、発表会、子育て相談会等)の合同開催」が308(52.1%)、「施設(遊戯室、運動場、調理室等)の共用」が201(34.0%)となっている(図10)。

図9 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況

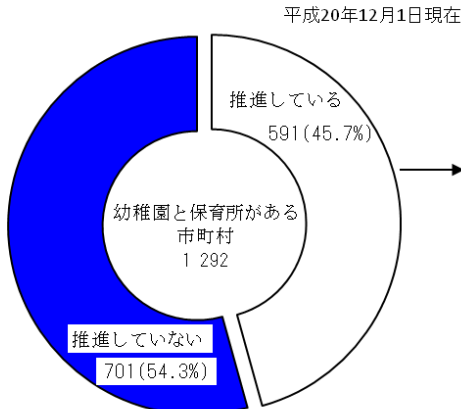
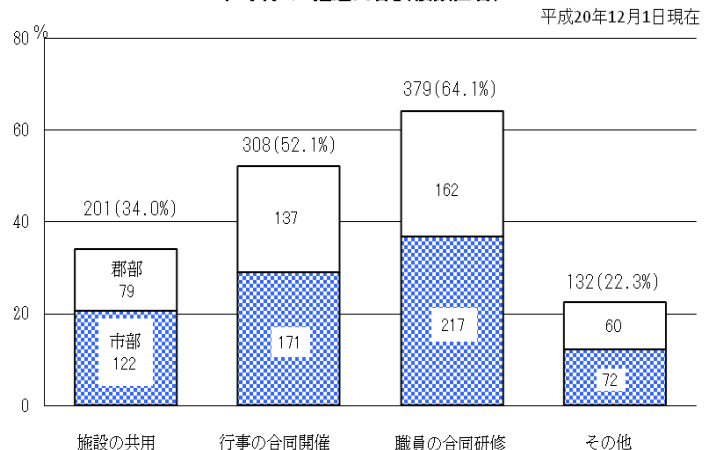


図10 幼稚園と保育所の連携を「推進している」市町村の「推進内容」(複数回答)



「連携」を「推進していない」701市町村について「今後の予定」をみると、「推進する予定」が79(11.3%)、「現在検討中」が166(23.7%)、「推進する予定なし」が456(65.0%)となっている(図11)。

また、「現在検討中」及び「推進する予定なし」の622市町村について、現在推進していない理由をみると、「幼稚園と保育所の場所が離れているため連携が困難」が396(63.7%)と最も多く、以下、「幼稚園又は保育所側の理解が得られない」が122(19.6%)、「入所児童の処遇の低下を心配」が44(7.1%)、「利用者(保護者)側の理解が得られない」が31(5.0%)となっている(図12)。

図11 幼稚園と保育所の連携を推進していない市町村の今後の予定

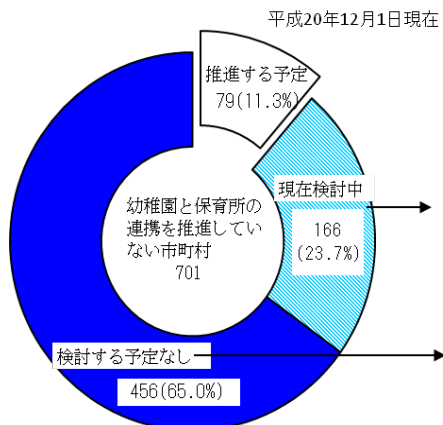
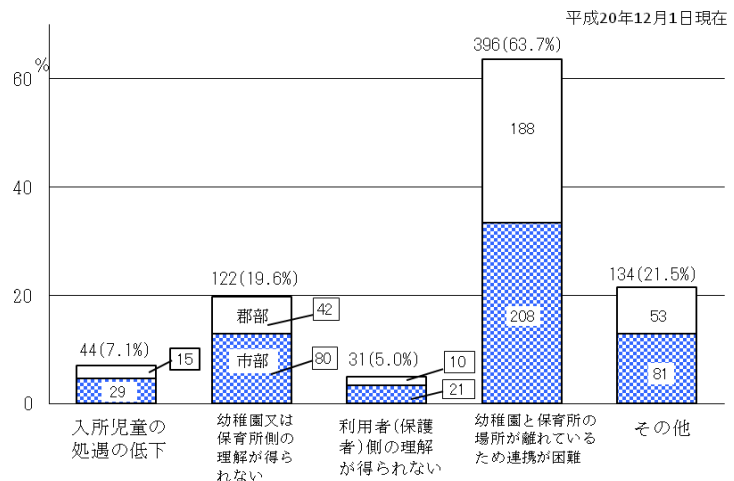


図12 「現在検討中」と「推進する予定なし」の市町村の「現在推進していない理由」(複数回答)



5 子育て支援に関する情報提供の状況

全市町村における子育て支援に関する情報提供の状況をみると、ほとんどの市町村で「保育施設・サービスの内容」、「保育施設・サービスの料金」、「保育施設・サービスの利用(手続き)方法」、「保育所入所の選考基準」、「子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法」、「子育て・児童関係の相談窓口・連絡先」について情報提供をしているが、「休日・夜間小児緊急医療情報」については77.3%、「保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指摘事項等)」については39.0%の市町村で情報提供をしている(表5)。

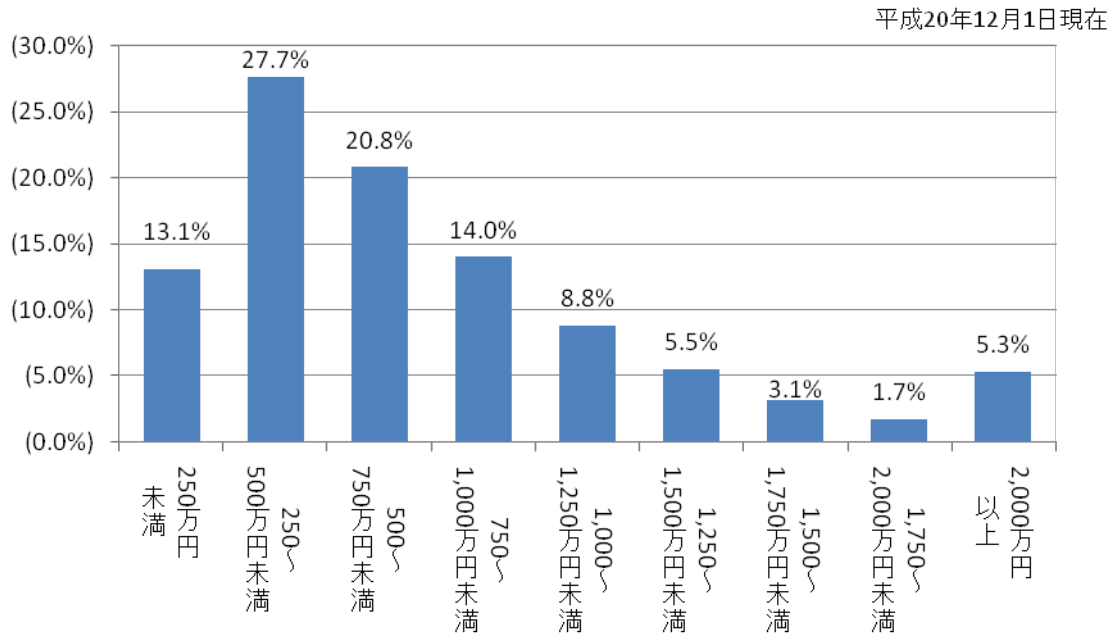
表5 子育て支援に関する情報提供の状況

	市町村総数	情報提供している(複数回答)						情報提供していない
		市町村の窓口	市町村広報誌	パンフレット等	ホームページ	その他		
保育施設・サービスの内容	100.0	99.4	97.0	62.3	70.1	77.6	8.1	0.6
保育施設・サービスの料金	100.0	98.6	96.0	33.3	61.6	63.7	6.5	1.4
保育施設・サービスの利用(手続き)方法	100.0	99.3	96.7	66.0	63.0	68.6	8.3	0.7
保育所入所の選考基準	100.0	88.5	84.3	23.0	33.6	31.4	6.8	11.5
保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指摘事項等)	100.0	38.9	29.3	2.0	3.2	6.8	9.6	61.1
子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	100.0	99.3	97.2	78.2	69.4	72.6	5.4	0.7
子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	100.0	99.3	96.9	63.5	54.1	64.0	9.3	0.7
休日・夜間小児緊急医療情報	100.0	77.2	57.9	53.4	32.4	42.0	10.6	22.8

6 放課後児童クラブの状況

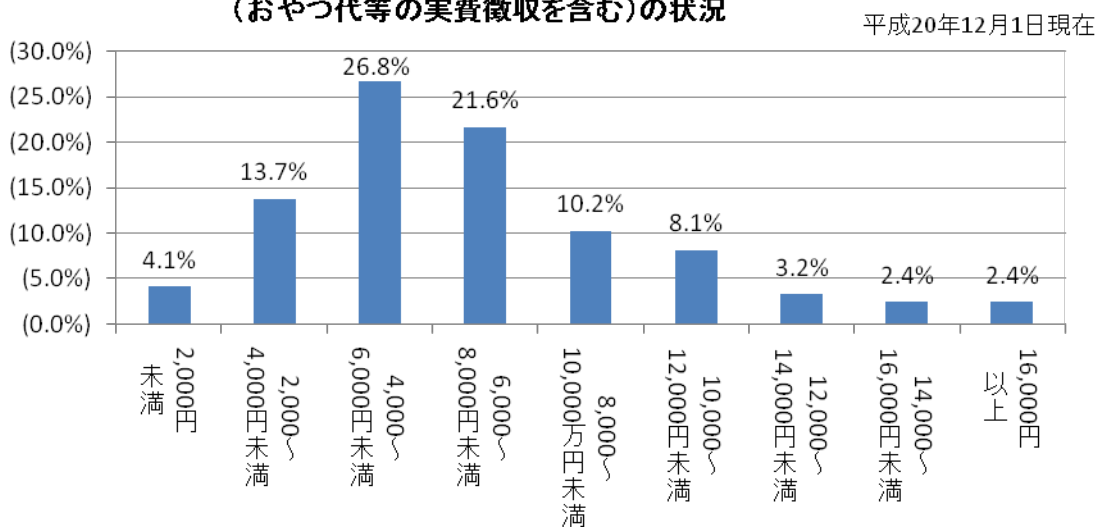
平成20年12月1日現在の放課後児童クラブ数は17,358か所である。これを、年間運営費別にみると、「250～500万円未満」が最も多い27.7%、次いで「500～750万円未満」が20.8%となっている。（図13）

図13 放課後児童クラブ年間運営費の状況



全クラブにおける平均月額利用料金の状況をみると、「利用料なし」が7.5%、「利用料あり」が92.5%となっている。また、「利用料あり」のクラブでは、「4,000～6,000円未満」が最も多い26.8%、次いで「6,000～8,000円未満」が21.6%となっている。（図14）

図14 「利用料あり」と回答したうちの、平均月額利用料金（おやつ代等の実費徴収を含む）の状況



放課後児童クラブのある市町村のうち、45.1%の市町村に放課後児童指導員の配置人数にかかる規定がある。配置人数にかかる規定のある市町村のうち、指導員数の下限の規定のある市町村における指導員数の平均の下限設定人数は、2.0人となっている。（図15、表6）

図15 放課後児童指導員の配置人数にかかる規定の有無

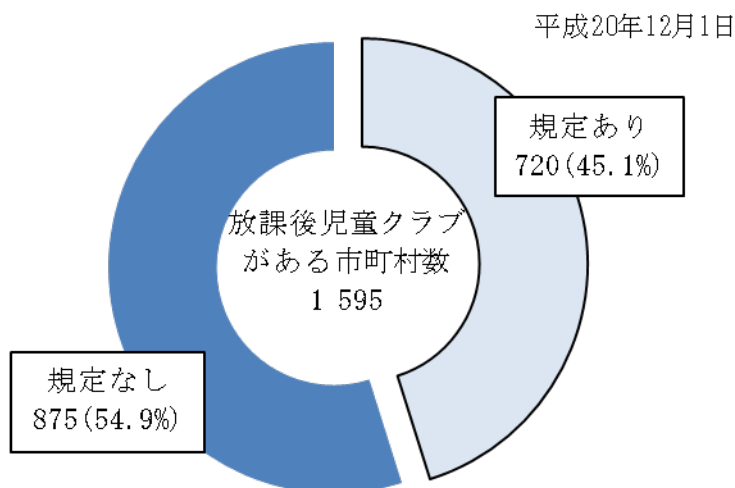


表6 放課後児童指導員数の下限設定の状況

平成20年12月1日現在

	配置人数にかかる規定のある市町村	下限の規定のある市町村	下限の規定				平均下限人数
			0人	1人	2人	3人以上	
市町村数	720	525 (100.0%)	10 (1.9%)	82 (15.6%)	409 (77.9%)	24 (4.6%)	2.0

配置人数にかかる規定のある市町村における指導員1人当たりの児童数をみると、「10～15人未満」が最も多い46.0%、次いで「20人以上」が41.3%となっている。（表7）

表7 放課後児童指導員数の配置人数にかかる規定の状況

平成20年12月1日現在

	配置人数にかかる規定のある市町村	児童数に応じた指導員の配置規定のある市町村	指導員1人当たりの児童数				平均指導員1人当たりの児童数
			10人未満	10人～15人未満	15人～20人未満	20人以上	
			市町村数	720	528 (100.0%)	14 (2.7%)	

統計表

第1表 定員の弾力化等を実施している保育所の都道府県別状況

	保育所総数			保育所定員の弾力化					
	総数	公営	私営	平成20年4月1日			平成20年10月1日		
				総数	公営	私営	総数	公営	私営
全 国	22 968	11 112	11 856	11 292	3 238	8 054	13 439	4 077	9 362
北海道	833	386	447	357	51	306	456	92	364
青 森	474	60	414	273	5	268	301	8	293
岩 手	349	162	187	177	50	127	214	63	151
宮 城	332	213	119	232	117	115	247	132	115
秋 田	242	110	132	121	37	84	159	48	111
山 形	235	120	115	130	49	81	146	50	96
福 島	321	213	108	195	97	98	212	108	104
茨 城	460	189	271	286	65	221	327	90	237
栃 木	347	191	156	220	81	139	251	104	147
群 馬	420	127	293	276	43	233	304	58	246
埼 玉	884	446	438	531	204	327	626	257	369
千 葉	715	442	273	350	159	191	434	214	220
東 京	1 706	963	743	960	440	520	994	459	535
神 奈 川	932	336	596	794	256	538	758	262	496
新 潟	700	460	240	226	72	154	300	106	194
富 山	314	209	105	72	21	51	121	46	75
石 川	377	199	178	62	12	50	126	26	100
福 井	278	157	121	84	21	63	114	31	83
山 梨	237	138	99	93	27	66	103	29	74
長 野	613	495	118	145	92	53	182	107	75
岐 阜	431	284	147	166	113	53	234	131	103
静 岡	510	234	276	264	79	185	338	118	220
愛 知	1 182	794	388	249	79	170	312	104	208
三 重	433	269	164	169	72	97	197	86	111
滋 賀	245	124	121	126	41	85	151	44	107
京 都	490	176	314	268	38	230	310	46	264
大 阪	1 166	417	749	776	198	578	849	225	624
兵 庫	871	376	495	450	116	334	550	140	410
奈 良	195	113	82	54	18	36	65	22	43
和 歌 山	230	156	74	41	6	35	57	9	48
鳥 取	193	131	62	65	28	37	89	39	50
島 根	274	88	186	133	25	108	177	34	143
岡 山	400	203	197	242	70	172	273	86	187
広 島	616	384	232	160	55	105	279	111	168
山 口	314	139	175	94	17	77	163	41	122
徳 島	217	141	76	66	20	46	92	31	61
香 川	206	126	80	82	25	57	113	44	69
愛 媛	331	229	102	103	41	62	138	56	82
高 知	276	175	101	62	16	46	74	17	57
福 岡	878	223	655	485	72	413	609	101	508
佐 賀	218	59	159	84	10	74	118	18	100
長 崎	437	74	363	191	13	178	267	22	245
熊 本	585	181	404	397	56	341	446	90	356
大 分	283	79	204	144	18	126	191	33	158
宮 崎	399	102	297	221	14	207	280	23	257
鹿 児 島	451	94	357	313	25	288	372	37	335
沖 縄	368	125	243	303	74	229	320	79	241

平成20年12月1日現在

保育所定員の弾力化				短時間勤務の保育士の導入			
平成20年4月1日		平成20年10月1日		総数	公営	私営	
定員	入所児童数	定員	入所児童数				
1060 135	1138 747	1 260 708	1 412 896	6 894	2 918	3 976	全 国
29 479	31 998	37 925	42 985	182	103	79	北海道
18 717	20 488	20 766	24 651	137	18	119	青 森
14 326	15 664	17 107	19 697	131	57	74	岩 手
19 254	20 623	20 339	22 406	185	94	91	宮 城
11 005	12 156	14 060	16 343	80	31	49	秋 田
11 010	12 345	12 335	14 249	60	29	31	山 形
16 752	18 015	18 083	20 856	112	62	50	福 島
25 439	27 594	29 503	33 525	170	54	116	茨 城
19 385	21 193	21 590	25 214	99	40	59	栃 木
27 065	29 844	29 680	34 954	188	30	158	群 馬
44 937	50 000	52 996	59 149	316	155	161	埼 玉
35 804	38 870	45 377	51 304	172	120	52	千 葉
97 193	98 536	99 760	103 867	164	55	109	東 京
73 237	76 482	70 871	75 537	155	47	108	神奈川
20 825	22 576	27 039	30 417	82	59	23	新 潟
8 220	8 741	13 690	14 958	54	38	16	富 山
6 721	7 316	13 346	14 321	124	49	75	石 川
8 615	9 478	11 235	12 701	89	51	38	福 井
8 470	9 272	9 300	10 771	69	25	44	山 梨
13 179	14 302	18 121	20 511	153	108	45	長 野
17 010	14 676	23 905	22 761	180	106	74	岐 阜
26 280	28 246	34 290	38 093	205	48	157	静 岡
31 560	34 219	38 621	42 851	336	233	103	愛 知
16 910	17 725	19 547	21 522	237	117	120	三 重
13 399	14 649	15 763	17 845	116	48	68	滋 賀
28 081	30 323	32 356	36 379	73	35	38	京 都
83 018	91 456	90 734	102 764	425	215	210	大 阪
41 728	45 655	50 959	57 982	376	205	171	兵 庫
7 065	7 620	8 345	9 564	64	29	35	奈 良
4 685	5 100	6 170	7 019	68	21	47	和歌山
6 570	7 177	8 745	9 838	45	36	9	鳥 取
10 995	12 033	13 405	15 470	111	29	82	島 根
25 961	27 604	29 384	33 133	112	65	47	岡 山
17 576	19 230	29 972	33 975	197	72	125	広 島
8 640	9 387	15 045	16 863	157	52	105	山 口
4 990	5 431	6 695	7 566	45	8	37	徳 島
8 889	9 572	12 079	13 569	88	52	36	香 川
9 270	10 049	12 658	13 618	121	75	46	愛 媛
6 530	7 042	7 500	8 340	9	8	1	高 知
51 679	54 643	66 849	75 416	308	61	247	福 岡
8 190	8 833	11 205	13 054	82	22	60	佐 賀
14 420	15 848	20 365	23 622	63	1	62	長 崎
32 642	34 556	36 175	41 172	166	53	113	熊 本
11 638	12 582	15 291	17 530	171	32	139	大 分
15 835	17 670	20 125	24 101	146	22	124	宮 崎
22 249	24 512	25 978	30 188	162	26	136	鹿 児 島
24 692	27 416	25 424	30 245	109	22	87	沖 縄

第2表 市町村の保育所定員の弾力化等の都道府県別状況

	市町村総数	保育所がある市町村数	保育所定員の弾力化の状況			短時間勤務の保育士の導入状況		
			弾力化することを認めている市町村数	弾力化を実施している保育所のある市町村数	弾力化することを認めていない市町村数	公営・私営とも認めている市町村数	私営のみ認めている市町村数	認めていない市町村数
全 国	1 805	1 753	1 397	1 183	356	1 027	185	541
北海道	180	165	109	61	56	88	5	72
青森	40	40	31	27	9	21	8	11
岩手	35	33	32	27	1	27	2	4
宮城	36	36	31	27	5	22	2	12
秋田	25	25	24	17	1	20	2	3
山形	35	35	26	22	9	18	1	16
福島	60	57	39	34	18	33	-	24
茨城	43	43	39	38	4	26	11	6
栃木	31	31	28	25	3	17	5	9
群馬	38	36	29	28	7	21	3	12
埼玉	70	70	66	63	4	44	10	16
千葉	56	56	39	35	17	34	7	15
東京	62	61	48	46	13	24	18	19
神奈川	33	32	28	24	4	23	5	4
新潟	31	31	22	18	9	18	2	11
富山	15	15	15	14	-	10	-	5
石川	19	19	15	15	4	12	4	3
福井	17	17	13	13	4	10	1	6
山梨	28	26	17	15	9	13	2	11
長野	81	78	45	23	33	33	2	43
岐阜	42	42	34	29	8	26	5	11
静岡	38	38	30	28	8	28	4	6
愛知	61	61	42	27	19	35	3	23
三重	29	29	21	16	8	19	1	9
滋賀	26	26	20	19	6	16	1	9
京都	26	26	20	16	6	9	3	14
大阪	43	43	42	41	1	24	14	5
兵庫	41	41	41	37	-	32	8	1
奈良	39	33	22	18	11	17	4	12
和歌山	30	29	18	14	11	17	3	9
鳥取	19	19	14	12	5	10	-	9
島根	21	21	19	16	2	14	2	5
岡山	27	26	24	19	2	18	5	3
広島	23	23	21	19	2	14	3	6
山口	20	19	17	17	2	13	3	3
徳島	24	24	15	14	9	6	4	14
香川	17	17	15	14	2	12	2	3
愛媛	20	20	16	16	4	11	1	8
高知	34	33	19	10	14	11	-	22
福岡	66	66	61	56	5	46	7	13
佐賀	20	20	19	17	1	17	1	2
長崎	23	23	23	21	-	17	2	4
熊本	47	47	43	38	4	31	4	12
大分	18	18	15	15	3	11	2	5
宮崎	30	27	25	23	2	16	4	7
鹿児島	45	42	37	34	5	27	5	10
沖縄	41	34	28	25	6	16	4	14

平成20年12月1日現在

保育料の収納事務の私人への委託状況		幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況			
委託している市町村数	委託していない市町村数	幼稚園と保育所がある市町村数	連携を推進している市町村数	連携を推進していない市町村数	
179	1 574	1 292	591	701	全 国
7	158	106	39	67	北海道
10	30	25	4	21	青 森
2	31	28	18	10	岩 手
1	35	30	18	12	宮 城
1	24	20	11	9	秋 田
1	34	24	13	11	山 形
3	54	45	21	24	福 島
10	33	39	12	27	茨 城
4	27	30	13	17	栃 木
2	34	30	14	16	群 馬
6	64	53	23	30	埼 玉
6	50	45	19	26	千 葉
6	55	45	17	28	東 京
5	27	27	11	16	神奈川
-	31	21	10	11	新 潟
-	15	11	6	5	富 山
1	18	12	7	5	石 川
2	15	12	11	1	福 井
3	23	11	2	9	山 梨
2	76	24	7	17	長 野
4	38	26	13	13	岐 阜
1	37	37	24	13	静 岡
5	56	47	19	28	愛 知
-	29	22	16	6	三 重
4	22	26	18	8	滋 賀
5	21	20	12	8	京 都
8	35	40	20	20	大 阪
-	41	38	26	12	兵 庫
1	32	22	10	12	奈 良
4	25	20	12	8	和歌山
4	15	7	5	2	鳥 取
1	20	12	8	4	島 根
2	24	21	17	4	岡 山
1	22	19	6	13	広 島
11	8	15	7	8	山 口
2	22	18	13	5	徳 島
4	13	15	10	5	香 川
1	19	15	5	10	愛 媛
-	33	17	9	8	高 知
10	56	51	15	36	福 岡
5	15	17	3	14	佐 賀
4	19	22	13	9	長 崎
16	31	27	8	19	熊 本
6	12	16	5	11	大 分
4	23	22	5	17	宮 崎
1	41	30	6	24	鹿 児 島
3	31	32	10	22	沖 縄

参考表1 保育所の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	増減 (20年-17年)
実数				
保育所総数	22 288	22 633	22 968	335
定員の弾力化を実施している保育所数	12 479	13 405	13 439	34
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	4 352	6 107	6 894	787
公営保育所数	12 422	11 857	11 112	△ 745
定員の弾力化を実施している保育所数	4 510	4 708	4 077	△ 631
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	2 098	2 660	2 918	258
私営保育所数	9 866	10 776	11 856	1 080
定員の弾力化を実施している保育所数	7 969	8 697	9 362	665
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	2 254	3 447	3 976	529
構成割合 (%)				
保育所総数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	56.0	59.2	58.5	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	19.5	27.0	30.0	
公営保育所数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	36.3	39.7	36.7	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	16.9	22.4	26.3	
私営保育所数	100.0	100.0	100.0	
定員の弾力化を実施している保育所数	80.8	80.7	79.0	
短時間勤務の保育士を導入している保育所数	22.8	32.0	33.5	

参考表2 市町村の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	増減 (20年-17年)
市町村総数	3 240	2 239	1 805	△ 434
実数				
保育所のある市町村	3 083	2 162	1 753	△ 409
保育所定員の弾力化の状況				
認めている市町村数	2 398	1 749	1 397	△ 352
弾力化している保育所がある市町村数	1 928	1 494	1 183	△ 311
認めていない市町村数	685	413	356	△ 57
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている市町村数	1 749	1 257	1 212	△ 45
導入している保育所がある市町村数	1 007	914	885	△ 29
認めていない市町村数	1 334	905	541	△ 364
構成割合 (%)				
保育所のある市町村	100.0	100.0	100.0	
保育所定員の弾力化の状況				
認めている市町村数	77.8	80.9	79.7	
弾力化している保育所がある市町村数	62.5	69.1	67.5	
認めていない市町村数	22.2	19.1	20.3	
短時間勤務の保育士の導入状況				
認めている市町村数	56.7	58.1	69.1	
導入している保育所がある市町村数	32.7	42.3	50.5	
認めていない市町村数	43.3	41.9	30.9	

注:1) 平成20年度調査については12月1日現在となっている。

用語の解説

【保育所定員の弾力化】

保育所定員の弾力化とは、市町村において待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいう。

平成10年「保育所への入所の円滑化について」（厚生省児童家庭局保育課長通知）により行われている制度で、年度当初においてはおおむね認可定員に15%、年度途中においてはおおむね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半（10月以降）は認可定員に25%を乗じて得た員数を超えて保育の実施を行っても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件に認められることとされた。

【短時間勤務の保育士】

短時間勤務の保育士とは、保育所に勤務する保育士のうちで、短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士をいう。

これまで、保育所の保育士は常勤の保育士を配置することを原則として、最低基準の2割までは短時間勤務の保育士を配置することができるとされてきたが、平成14年7月から一定の条件（常勤の保育士が各組や各グループに1名以上配置されていること等）を満たす場合には、短時間勤務の保育士をあてても差し支えないこととされた。

【保育料の収納事務の私人への委託】

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

平成16年「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、平成17年4月から実施された。

【幼稚園と保育所の施設の共用化】

幼稚園と保育所の施設の共用化とは、幼稚園と保育所の施設・設備などを相互に共用化することをいう。

平成10年「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名通知）により行われており、多様なニーズに対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図ることとされた。

【子育て支援に関する情報提供】

児童福祉法第21条の11第1項では、市町村は子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うこととしている。（子育て支援事業とは、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童福祉施行規則第21条の19に定める事業をいう。）

【市 郡】

市郡は、次の分類による。

- 1 市部
 - ア 指定都市
東京都区部以外の政令指定都市をいう。
 - イ その他の市
指定都市以外の市及び特別区をいう。
- 2 郡部
上記1以外をいう。